



自衛隊の災害派遣活動について

26. 5. 19 (月)

統合幕僚監部 運用部

運用第2課 災害派遣班長

1等空佐 井上 伸康

説明項目

- 1 自衛隊の災害派遣任務等**
- 2 最近の災害派遣対応**
- 3 災害対応に向けた関係機関等との取り組み**
- 4 資源エネルギー庁との間での取り組み**

1 自衛隊の災害派遣任務等

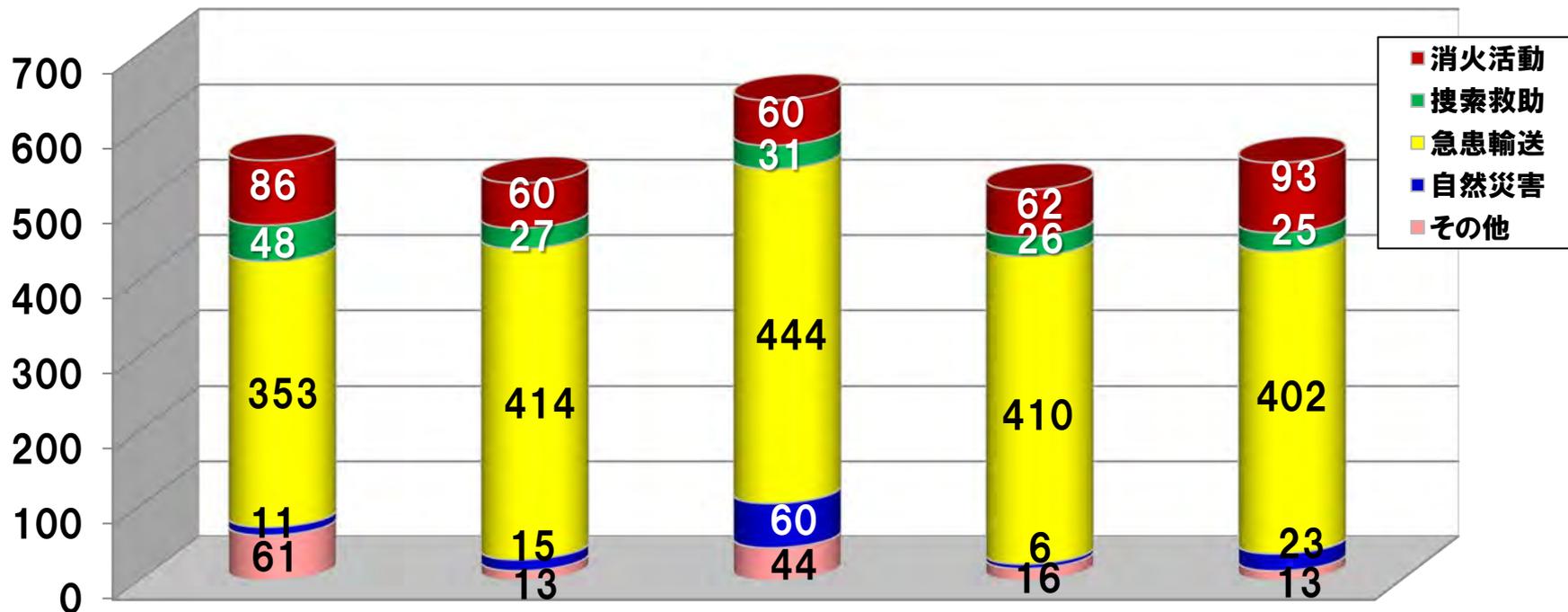
自衛隊の災害派遣任務

- 災害派遣は、自衛隊の本来任務の一つであるが、主たる任務である「わが国への侵略からの防衛」に対し、**従たる任務**との位置づけ
- 災害派遣は、**要請権者からの要請に基づくのが原則**。
状況により、大臣命令による災害派遣、要請を予期した部隊長等の判断による自主派遣や近傍派遣がある。
【要請権者】 都道府県知事
海上保安庁長官
管区海上保安本部長
空港事務所長
- 要請の「**公共性**」、「**緊急性**」、「**非代替性**」を確認



自衛隊の災害派遣任務

- 自衛隊は、年間500～600件の災害派遣を実施
- 派遣人員は、年間で大きく変動



年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施件数	559	529	639	520	556
派遣人員	33,700	39,646	43,494	12,410	89,058

← 東日本大震災 →

・伊豆大島風水害
・関東雪害

自衛隊の即応態勢

- 陸上自衛隊の人員、車両、航空機が災害派遣対応のため常時待機。
受令後**1時間**を基準に出動
- 海上・航空自衛隊の艦船、航空機等が搜索救難のために常時待機
- 上記の国内での災害発生に常時即応できる態勢で待機する初動対応部隊を「**FAST-Force**」と呼称（25年9月1日～）

FAST-Force
First Action Support-Force



先駆ける 早駆ける

自衛隊の大規模震災等対処計画

- 大規模震災等に備えた自衛隊対処計画を整備

原子力災害対処計画

- 25年3月策定
- 各震災対処上の原子力災害対処でも準用

日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震対処計画

- 策定準備中

首都直下地震対処計画

- 現行は24年12月見直し。
6月目途に見直し中

南海トラフ地震対処計画

- 政府計画に先行して、25年12月策定

共通コンセプト

- 防衛・警備上不可欠な部隊を除く最大勢力の部隊を集中
- 統合任務部隊(JTF)を組織し、陸海空部隊を統合運用
- 原子力災害との複合事態発生を考慮

2 最近の災害派遣対応

25年10月 伊豆大島への災害派遣（1/2）

事案概要

- 平成25年10月16日早朝、台風26号の接近に伴い、伊豆大島で大規模な土砂崩れ等が発生し、多数の死者、行方不明者が発生
- 16日、東京都は、自衛隊(陸自第1師団)に対し、行方不明者捜索に係る災害派遣を要請
- 16日から夜を徹して、自衛隊機により、自衛隊、警察、消防の人員器材を伊豆大島に運搬し、捜索活動を実施
- 自衛隊として、台風27号接近による二次被害対応を念頭に派遣部隊の増強を決心。10月20日、災統合任務部隊(JTF一樁)を組織し、陸海空の輸送力を統合運用して伊豆大島への大規模な部隊輸送を実施
- 台風27号による被害なし。11月8日、東京都から自衛隊に撤収要請



ひたすら手作業



昼夜を徹した空輸



海からの大型器材運搬



陸自ヘリによる物資輸送

25年10月 伊豆大島への災害派遣（2/2）

活動総括

事象等	背景・対応等
島嶼への大量の人員器材等輸送	<ul style="list-style-type: none">●初動時に昼夜を徹しての空輸実施●大型輸送艦から揚陸艇で砂浜に器材等揚陸●撤収時の民間船舶利用
自衛隊以外の輸送所要との吻合	<ul style="list-style-type: none">●臨機の調整で関係機関の人員器材を大量に輸送●内閣府防災が輸送調整窓口設置●統合輸送統制所の設置
在島1000名態勢構築	<ul style="list-style-type: none">●任務は行方不明者捜索にほぼ限定●新たな台風接近前、二次災害に備え要員を急速倍増
計画にないJTF編組	<ul style="list-style-type: none">●本来は一般風水害。対応に関する中央計画なし。●調整開始から組織までは同日内で実施
官邸・関係省庁と連携	<ul style="list-style-type: none">●現地、中央とも関係省庁間の連携は円滑

26年2月 関東豪雪への災害派遣 (1/4)

派遣概要

派遣規模	人員	延べ 5,056名
	車両	延べ 985両
	航空機	延べ 131機

活動実績	救助者	73名
	物資輸送	約44.0t
	除雪距離	約281km

長野県
2月15日～18日
人命救助、除雪、物資輸送 (軽井沢町等)

群馬県
2月15日～21日
人命救助、物資輸送 (高崎市、南牧村等)

宮城県
2月16日～18日
人命救助(丸森町等)

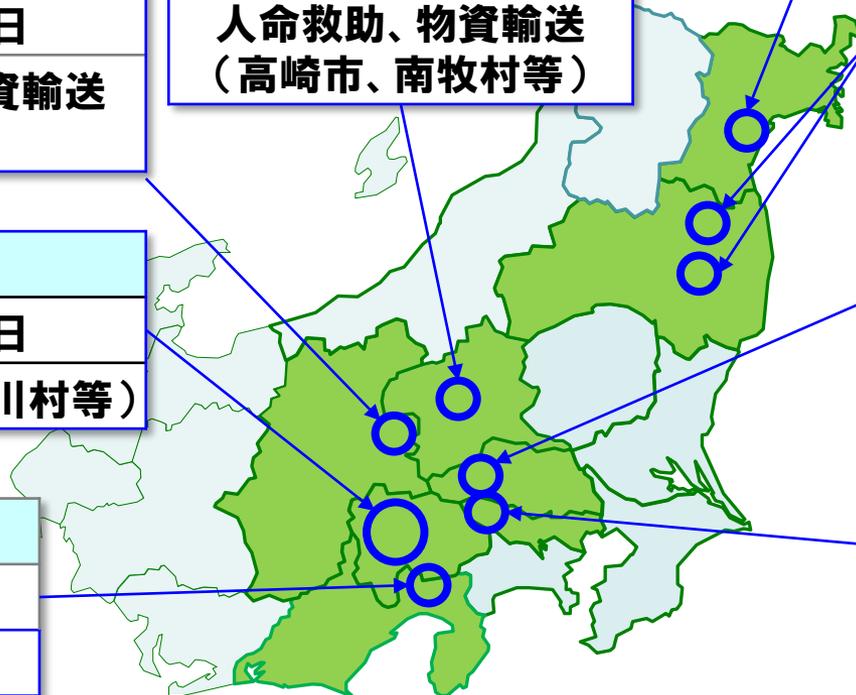
福島県
2月15日
人命救助(福島市等)

山梨県
2月15日～22日
人命救助(甲府市、早川村等)

埼玉県
2月17日～23日
物資輸送(秩父市等)

静岡県
2月16日～18日
人命救助(小山町)

東京都
2月16日～21日
人命救助(奥多摩地区等)



26年2月 関東豪雪への災害派遣 (2/4)

孤立住民救助



道路啓開



安否確認・物資輸送



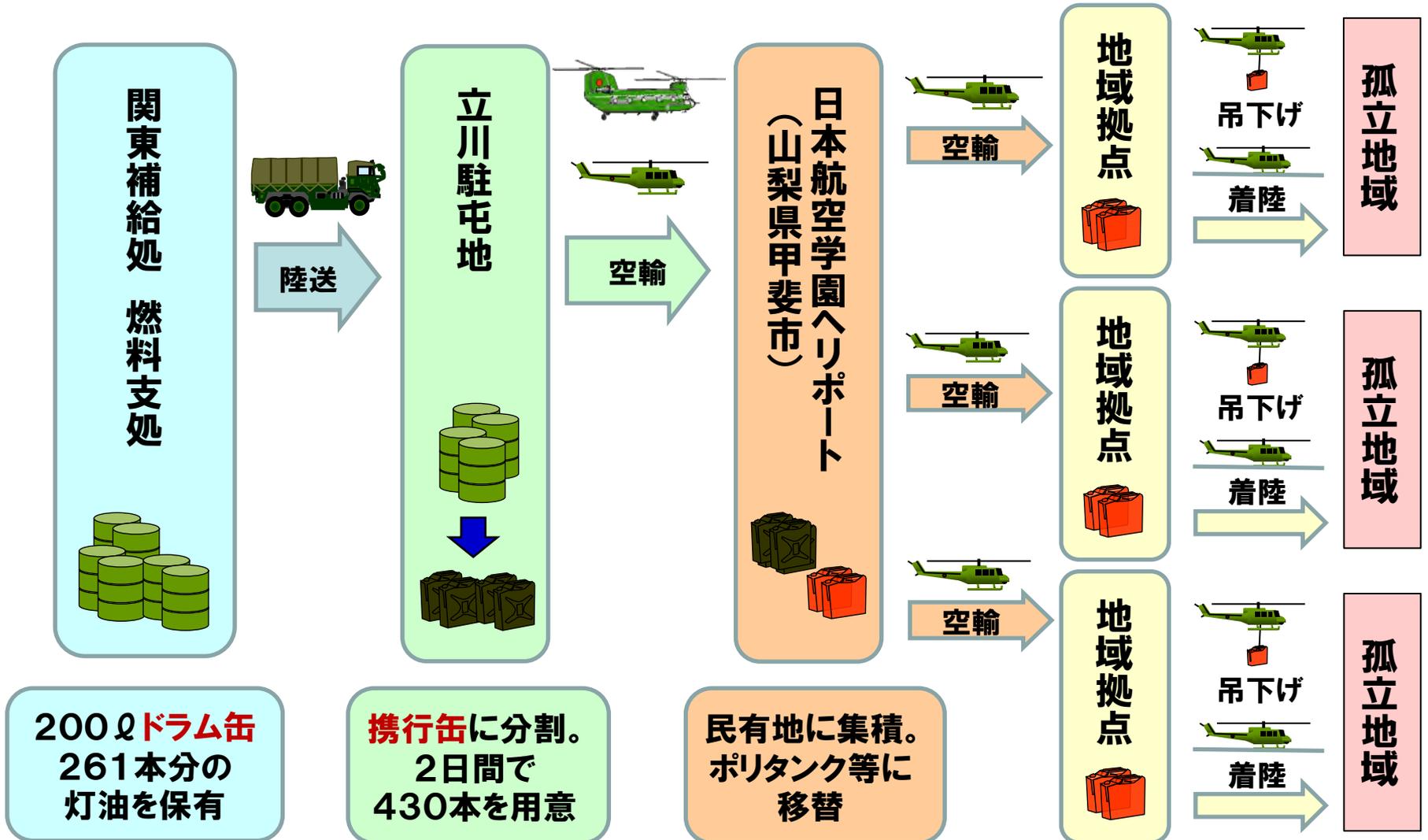
26年2月 関東豪雪への災害派遣 (3/4)

活動総括

事象等	背景・対応等
自治体との調整	<ul style="list-style-type: none">● 人命救助に伴う除雪● 都県の派遣要請判断時期に差異あり● 県からの要請で陸自保有の灯油を提供・輸送
防衛省レベルでの対応	<ul style="list-style-type: none">● 陸自は担当区域以外からも増援● JTFは編成せず● 活動中盤から積極的なメディアツアー等を企画
政府等の要求への対応	<ul style="list-style-type: none">● 当初、災害対策本部等の設置なし。降雪から4日後の18日に非常災害対策本部を設置。総理指示発出● 18日に総理指示に沿った自衛隊の対応規模拡大

26年2月 関東豪雪への災害派遣 (4/4)

- 山梨県の要請に基づき、陸上自衛隊が保有する燃料(灯油)支援を実施(無償貸付)
計 携行缶 430本 (= 8.6kℓ)



3 災害対処に向けた関係機関等との取り組み

災害対処に向けた関係機関等との取り組み

警察庁による緊急交通路通行規制要領の変更

1 / 8

- 識別容易な自衛隊ナンバー車両について、緊急通行車両確認標章の掲示省略

従前

緊急自動車



災害応急対策車両
(行政機関・公共機関等)



自衛隊車両等
(特別のナンバーを有しているもの)



(緊急通行車両)

今後

緊急自動車



災害応急対策車両
(行政機関・公共機関等)



自衛隊車両等
(特別のナンバーを有しているもの)



(規制除外車両)

03-0543

(警察庁通達：平成24年3月8日)

※緊急交通路

都道府県公安委員会が災害発生時に災害応急対策を円滑にするため緊急自動車等以外の車両の通行を規制する道路

災害対処に向けた関係機関等との取り組み

2 / 8

災害時の関係機関共通の座標使用

● 中部地区の自衛隊、警察、海保が、位置情報の共通言語(地図・座標)としてUTMグリッドを使用することを決定

- 中部圏(愛知、三重、岐阜)で、中部管区警察局、第4管区海上保安本部、陸自第10師団が防災地図として採用

● 国土地理院がUTMグリッドを組み込んだ「国土地理院地図」を公開

地理院地図
GSI Maps

「防災関連」タブから西之島村近頃火の情報を提供中、旧称「電子国土Web.NEXT」利用規約 | ヘルプ | お知らせ (twitter) | お問い合わせ | 地理院ホーム

中心緯度経度: 35.6396, 139.706477 移動 度分秒 他のWeb地図で見る 地図を共有 表示

全国 > 東京都 > 目黒区 > 中目黒二丁目

1984~87年
1979~83年
1974~78年
色別標高図
都市圏活断層図
明治前期の低湿地
土地条件図
沿岸海域土地条件図
治水地形分類図(初版)
火山土地条件図
火山基本図
地球地図
20万分1土地利用図(1982~1983年)

UTMグリッドは、地理院HPの地図で右クリック選択により表示可能

目黒区

548206400 548206400 548206400 548206400

482904473 482904473 482904473 482904473

国土地理院 250000地図 凡例

関係機関で使用する地図・座標が異なるため、情報共有に影響

警察:住所	消防:Nコード
海保:緯度経度	陸自:UTM

将来、広域災害時におけるUTMグリッドの活用が全国的に拡大する可能性有

災害対処に向けた関係機関等との取り組み

3/8

場外離発着場指定の推進等

● CH-47の降着地を重点にして場外離発着場指定を推進

- ー 総務省(消防庁)と連携・協力し、地方自治体等に対して協力を依頼。得られた成果はデータベース化し各自衛隊間で活用
- ー 年度指定した場外離発着場は、25年度になり200カ所増加し、現在約2,400カ所



災害対処に向けた関係機関等との取り組み

4/8

自衛隊艦艇の接岸可能港湾等の推進

- 自衛隊艦艇が接岸可能な港湾及びエアクッション艇(LCAC)の揚陸適地を調査・データベース化し、各自衛隊間で活用

自衛隊艦艇の接岸可能港湾	全国304ヵ所（24年12月末現在、調査・検討済み）
エアクッション艇の揚陸適地	全国404ヵ所（24年12月末現在、調査・検討済み）

種別	艦名	乗船者数 (最大概数)	接岸可能港湾
護衛艦 (DDH)	ひゅうが型 13,950トン	約 2,500人	83
補給艦	ましゅう型 13,500トン	約 1,700人	9
輸送艦	おおすみ型 8,900トン	約 2,000人	24
護衛艦	あさぎり型 3,500トン	約 600人	9
多用途 支援艦	ひうち型 980トン	約 200人	56
その他			123

接岸できない場合、沖合に停泊し内火艇等を使用し救助活動は可能
(25~40名程度)。



災害対処に向けた関係機関等との取り組み

5/8

NEXCO各社との連携

● 陸上自衛隊各方面総監部とNEXCO各社間において、高速道路を活用した連携協定を締結

- 連絡情勢の確立
- 情報の共有化
- 高速道路施設、敷地、資機材等の貸出及び提供
- 高速道路通行止め区間及び緊急開口部の通行
- 救援活動に必要な高速道路等の緊急復旧



新潟県中越沖地震
越後川口SA (関越道)

災害派遣部隊指揮所展開



東日本大震災
四倉PA (常磐道)

災害派遣部隊の進出拠点として活用



足柄SA (東名)

場外離発着場(ヘリポート)の活用

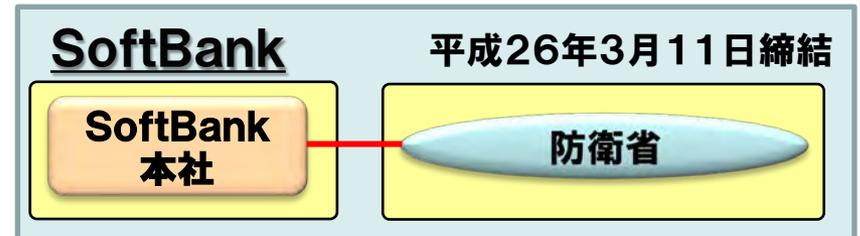
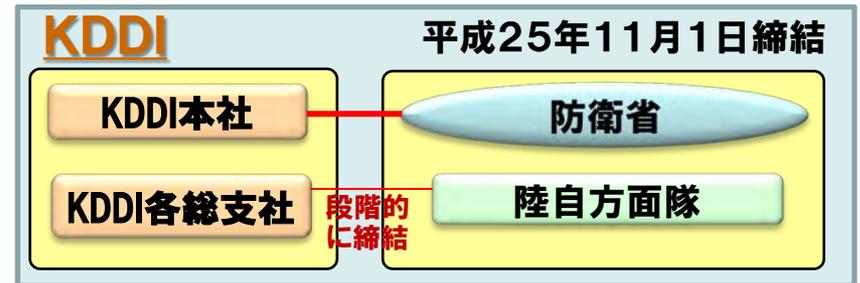
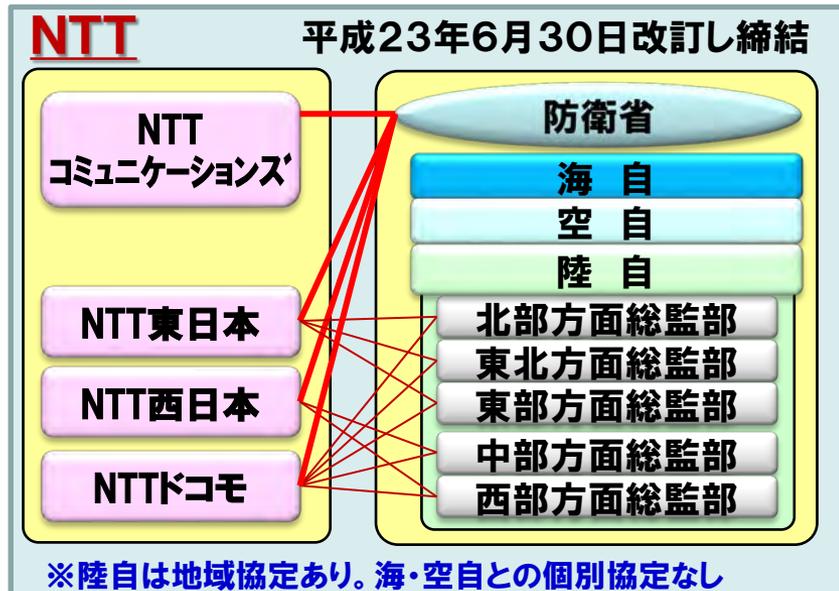
災害対処に向けた関係機関等との取り組み

6/8

電話会社と自衛隊の連携

● 防衛省と電話会社との間で協定を締結し、災害時の連携を促進

協定概要		①連絡体制の確保 ②相互協力 ③協同訓練・会議の実施	
協力内容	電話会社→防衛省	○ 携帯電話・衛星電話等の提供 ○ 必要な区間の回線構築	NTT KDDI SoftBank
	防衛省→電話会社	○ 情報提供(主にヘリ映伝) ○ 状況により、道路啓開、器材輸送支援等	



災害対処に向けた関係機関等との取り組み

7/8

電力会社と自衛隊の連携

● 陸自方面隊等と電力会社との間で協定を締結し、災害時の連携を促進

■ 協定内容 ※各方面隊等が締結した協定は基本的には同じ内容

対象事態		各種災害派遣時（原子力災害を除く。）
協力内容	電力会社→陸自方面隊等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力会社の施設、敷地及び通信回線の提供 ○ 自衛隊活動拠点への電力提供 ○ 地誌資料等の提供
	陸自方面隊等→電力会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力会社の災害復旧に必要な道路等の確保 ○ 災害復旧資機材及び人員の輸送

■ 締結状況

H26年3月5日時点

陸自	電力会社					締結日
東北方面隊	東北電力					25年4月
東部方面隊	東北電力	東京電力	中部電力			25年11月
中部方面隊	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	26年3月
西部方面隊	九州電力					25年8月
第15旅団	沖縄電力					変更調整中

災害対処に向けた関係機関等との取り組み

8/8

26年度自衛隊統合防災演習（26JXR）

● 南海トラフ地震発生時の自衛隊の震災対処要領を演練。

関係省庁にも参加頂き、連携向上を図る。 ※ **資源エネルギー庁も参加**

【主な参加関係機関等】

国家安全保障局、内閣官房(事態室)、内閣府(防災)、警察庁、総務省、消防庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、気象庁、原子力規制庁、在日米軍、指定公共機関等

■ 机上演習（TTX:Table Top eXercise）

- 平成26年5月16日(金)実施
- 関係府省庁との効果的な連携を推進するための**問題認識に基づく討議**

■ 統合防災演習（JXR:Joint eXercise Rescue）

- 平成26年6月2日(月)～6日(金)実施予定
- 南海トラフ地震発生状況を想定した指揮所演習
- **関係省庁は、統裁部としてレスポンス対応(有明の丘)を主体として参加**

■ 実動演習

- 指揮所演習に合わせて、部隊移動や**省庁間連携等の一部を実動で演練**

4 資源エネルギー庁との間での取り組み

資源エネルギー庁との間の取り組み（1／2）

● 広域災害時の燃料安定供給に関する相互連携を検討中

	防衛省・自衛隊	資源エネルギー庁
問題認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊の活動に必要な燃料の不足が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災の影響や省庁間の連携枠組み未定により、製油所等に石油製品の在庫はあっても出荷できない可能性あり。
改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の想定所要量等の見直し ● 緊急調達に関する関係省庁との情報交換スキームの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全製油所への非常用発電設備、非常用情報通信システム、ドラム缶充填出荷設備の導入 ● 業界共同オペレーションルームの設置

勉強会・研修等

燃料の製品形態での備蓄

- ガソリン、灯油など製品形態で各所の貯油タンクに保管し、使用しつつ補充して備蓄する取り組みを増進
- 自衛隊のタンクも対象として検討するも空き容量僅少、軽油中心の設備であること等から困難

ドラム缶を利用した燃料供給体制

- ドラム缶充填出荷設備によりタンクローリを使わずドラム缶で燃料を運搬
- ドラム缶での運搬により早期から民間力を活用
- 自衛隊の輸送力をもって自衛隊自体及び孤立地域等への燃料輸送を実施

資源エネルギー庁との間の取り組み（2／2）

ドラム缶を利用した燃料供給体制

効果

資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none">● 早期から民間輸送力の活用が可能● 民間輸送力が機能していない間や輸送困難な孤立地域に対し、自衛隊の輸送手段を活用可能
防衛省・自衛隊	<ul style="list-style-type: none">● ドラム缶充填出荷設備を自衛隊が活用することにより、自己完結型の確実な燃料確保が可能

※ 6月の自衛隊統合防災演習において、ドラム缶出荷設備を使用した自衛隊の活動用燃料と民生用燃料の払い出し訓練を実施予定

課題（一例）

- 政府全体としての需給統制（優先順位）を踏まえた燃料調達に係る調整要領の確立が必要
- 灯油・軽油1,000L（ドラム缶5本）又はガソリン200L（ドラム缶1本）以上の燃料積載車両は、高速道路及び水底・長大（5,000m以上）トンネルの通行が不可。対策の検討、規制解除の調整等の処置が必要

